

在留邦人の皆様へ

平成25年3月28日
在デュッセルドルフ日本国総領事館

平成25年度旅券手数料及び領事手数料について（改定）

平成25年4月1日より、旅券及び各種証明関係等の手数料が以下のとおり改定されますので、お知らせいたします。

【平成25年度旅券手数料及び領事手数料(主なもの)】 ※()内数字は平成24年度手数料です。

1. 旅券関係

○ 一般旅券の発給(10年有効旅券)	150ユーロ (143ユーロ)
○ 同上(5年有効旅券)	103ユーロ (98ユーロ)
○ 同上(5年有効旅券、12歳未満の場合)	56ユーロ (54ユーロ)
○ 一般旅券の記載事項の訂正	8ユーロ (8ユーロ)
○ 一般旅券の査証欄の増補	23ユーロ (22ユーロ)
○ 帰国のための渡航書の発給	23ユーロ (22ユーロ)

2. 各種証明関係

○ 在留証明	11ユーロ (10.5ユーロ)
○ 出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	11ユーロ (10.5ユーロ)
○ 翻訳証明	41ユーロ (39.5ユーロ)
○ 署名又は印章の証明(官公署に係るもの)	42ユーロ (40ユーロ)
○ 同上(その他のもの)	16ユーロ (15ユーロ)
○ 自動車運転免許証抜粋証明	19.50ユーロ (19ユーロ)

※ 申請受付から交付まで年度をまたぐ場合、申請日時点での手数料額を交付時に徴収させていただきます(例:3月28日申請受付、4月2日交付の場合、平成24年度の額を交付時に徴収)。

※ その他の各種手数料については、当館領事部(Tel:0211-16482-20)までお問い合わせ下さい。